

総長選考・監察会議（第7回）

令和5（2023）年11月15日（水）

14：00～15：30

議 題

1. 現況（令和5（2023）年度）の総長の業務執行状況について
 - （1）総長による業務執行状況の説明
 - （2）総長の業務執行状況についての監事からの意見
2. 総長の間接評価の実施について
3. その他
 - ・総長にかかる兼業報告 等 （非公開）

配付資料

1. 中間評価実施に向けた方向性について
2. 総長の間接評価の実施に関する運用について（素案）
3. 総長の間接評価の実施に関する運用について 趣旨・目的
4. 総長の間接評価等スケジュールイメージ（素案）
- 5-1. 総長選考・監察会議内規の改正について
- 5-2. 東京大学総長選考・監察会議内規（改正案）
6. 総長の間接評価の実施について（通知）（素案）
- 7-1. 総長の間接評価に係る自己評価書の提出について（依頼）（素案）
- 7-2. 総長の間接評価に係る自己評価書（素案）
- 8-1. 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）（素案）
- 8-2. 総長の賞与に係る職務実績 自己評価書（素案）
- 9-1. 総長の間接評価に係る自己評価書に関する意見の提出について（依頼）（素案）
- 9-2. 総長の間接評価に係る自己評価書に関する意見の提出について（依頼）（素案）
- 9-3. 自己評価に関する意見書（素案）
10. 藤井総長にかかる兼業報告（非公開）
11. 第6回総長選考・監察会議議事要旨（案）

参考資料

1. 中間評価実施に向けた方向性について（第2回総長選考・監察会議資料 資料2）
2. 中間評価（公表・公開）について
3. 総長に対する評価意見（第6回総長選考・監察会議資料 資料1-2 修正版）（非公開）

課題

検討の方向性・選択肢

・2024年度の中間評価実施に向けた具体的な実施内容の検討を行い、評価スケジュールを確定する。

- (a) 前回の手順をそのまま踏襲する
- (b) 前回の手順を踏襲しつつ、2022年度から導入した総長の賞与に係る職務実績の評価との関係性を整理したうえで、もう少し簡略化した手続きとする。

令和5年度への申し送り事項別紙2「2025年度までの総長選考・監察会議における課題検討行程表」の「○総長の中間評価」より抜粋



(b)を選択。スケジュール、様式等で共通化できる事項を検討し、出来る限り簡略化して実施する方向性とする旨、決定（令和5年度第2回総長選考・監察会議）。

<現状を踏まえた提案>

- ・「総長の賞与に係る職務実績評価」については、自己評価書の自己評価を評価区分のみの記載とし、ヒアリングを中心に実施する。**【資料8-2】**
- ・中間評価の自己評価書の説明については、前回の中間評価の実施時（H30年度）に3回（総長選考会議、経営協議会構成員、教育研究評議会構成員に対して実施）行ったところ、来年度に実施する中間評価については、2回（経営協議会、教育研究評議会構成員に対して実施）とし、評価者及び被評価者双方の負担を軽減させる。
- ・現況（当該年度）の総長の業務執行状況の確認については、中間評価の評価の過程で実施する総長選考・監察会議と総長の質疑・意見交換の場で実施することとし、別日程を設定しない。

令和●年●月●日
総長選考・監察会議

総長の中間評価の実施に関する運用について

(実施目的)

第1条 総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は「東京大学総長選考・監察会議規則」に基づき、総長の選考等に係る権限の一環として、選考時の判断に沿って総長が、その任務を適切に遂行していることを確認する責務を担っている。この責務を果たすため、選考・監察会議は、総長の任期の途中において総長の任務の遂行状況を評価し、その結果を総長へ提示するとともに、必要に応じて助言等を行う。

(実施時期)

第2条 選考・監察会議は、総長の任期が3年を終了する時点における業務の実績に基づき、総長の任期の4年目に中間評価を実施し、評価を決定する。

(実施方法)

第3条 総長の中間評価の実施方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 選考・監察会議は、総長の任務の遂行状況を評価するため、総長に対し、必要に応じて項目等を定めた上で、自己評価書の提出を求める。自己評価書は、本条により中間評価を実施する間は、公表しない。
- (2) 選考・監察会議は、前号の自己評価書に加え、本学として策定する行動計画、求められる総長像、東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見（候補者所見）その他必要に応じて選考・監察会議が認めた資料を自己評価書の参考資料とすることができる。
- (3) 選考・監察会議は、総長の中間評価の実施に当たり、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除き、東京大学教育研究評議会内規第5条により評議会構成員とみなされる者を含む。）並びに監事（以下「会議構成員等」という。）に対して、自己評価書に関する意見を求める。なお、選考・監察会議委員も、経営協議会又は教育研究評議会の構成員として、意見を提出することができる。
- (4) 選考・監察会議は、前号により会議構成員等に意見を求めるに当たって、総長が自己評価書について説明する機会を設ける。
- (5) 選考・監察会議は、自己評価書、参考資料及び会議構成員等の意見に基づき中間評価案を決定する。
- (6) 選考・監察会議は、前号の中間評価案及び会議構成員等の意見を総長へ提示する。なお、提示に当たっては、意見を提出した会議構成員等の氏名は秘匿する。
- (7) 選考・監察会議は、中間評価案に基づき、総長及び必要に応じて理事に対して、質

(素案)

疑及び意見交換を実施する。

- (8) 選考・監察会議は、前号による意見交換の場で、総長に対して、必要に応じて助言等を行う。
- (9) 選考・監察会議は、第7号による質疑及び意見交換を経た上で、中間評価を決定する。

(通知及び公表)

- 第4条 選考・監察会議は、総長に対して、前条第9号で決定した中間評価の結果を通知する。
- 2 選考・監察会議は、中間評価の結果を評価の過程及び前条第1号の自己評価書とともにウェブページ等で広く公表する。

(補則)

- 第5条 中間評価に関する実施スケジュール等については必要に応じて学内委員において検討を行う。

附 則

この運用は、令和●年●月●日から施行する。

(素案)

令和5年●月●日
総長選考・監察会議学内WG

総長の中間評価スケジュール等について

R6.1.24 総長選考・監察会議	<中間評価にかかるスケジュール等の案を付議>
R6.3.15 総長選考・監察会議	<中間評価にかかるスケジュール等の案を確定>
R6.3.15	<総長へ自己評価書提出依頼>
R6.3.15 経営協議会	<中間評価にかかるスケジュール等の周知>
H6.3.19 教育研究評議会	<中間評価にかかるスケジュール等の周知>
R6.4.● 経営協議会	<中間評価にかかるスケジュール等の再周知>
R6.4.● 教育研究評議会	<中間評価にかかるスケジュール等の再周知>
R6.5月上旬	<総長から自己評価書の提出>
R6.5.●～R6.7.5	<会議構成員等に対して意見提出依頼>
R6.6.● 経営協議会と同日に開催 R6.6.● 教育研究評議会と同日に開催	<総長から自己評価書について説明> 経営評議会委員、教育研究評議会評議員に対して、会議と同日に自己評価書説明会を開催。
R6.7.5	<会議構成員等からの意見提出締切>
R6.7月上旬～8月	<学内委員による評価素案まとめ>
R6.9.● 総長選考・監察会議	<評価素案の審議> 評価素案修正→ 評価案を作成（メール審議）
R6.9.●	<総長に評価案と氏名を秘匿した会議構成員等の意見書を提示>
R6.10～	<総長（必要に応じて理事）質疑・意見交換準備> 総長選考・監察会議委員へ総長への質疑照会 →取りまとめ、資料準備
R6.11.● 総長選考・監察会議	<評価案の審議> ○ 総長へ評価案に対する意見確認 <総長（必要に応じて理事）との質疑・意見交換>
R7.1.● 総長選考・監察会議	<総長選考・監察会議による評価決定> 評価案審議→評価を通知（手交・撮影）
R7.1.●	<評価結果及びその過程（自己評価書を含む）を本学ウェブページ

(素案)

	で公表> <会議構成員等へ通知> 評価結果をウェブページに掲載した旨、周知
--	---

※スケジュールは、必要に応じて適宜見直しを行う。

総長の中間評価の実施に関する運用について 趣旨・目的

東京大学総長選考・監察会議内規	(新)総長の中間評価の実施に関する運用について	趣旨・目的等
第 4 章 総長の中間評価	<p>(実施目的)</p> <p>第1条 総長選考・監察会議(以下「選考・監察会議」という。)は「東京大学総長選考・監察会議規則」に基づき、総長の選考等に係る権限の一環として、選考時の判断に沿って総長が、その任務を適切に遂行していることを確認する責務を担っている。この責務を果たすため、選考・監察会議は、総長の任期の途中において総長の任務の遂行状況を評価し、その結果を総長へ提示するとともに、必要に応じて助言等を行う。</p>	<p>・<u>学長選考組織において選考した学長の業務執行状況については、学長選考組織自身や監事による恒常的な確認が必要である。学長選考組織については、学長選任時のみ活動し、それ以外は事実上休止している例も見られるが、本来、一過性の職務ではなく、学長の選任後も、その職務が適切に遂行されているか評価することによって、初めて、選考の適正性を担保することができる。また、学長を適切に評価することができる委員を選任することが必要である。</u></p> <p>【参考】中央教育審議会「大学のガバナンス改革の推進について」(審議まとめ)(平成 25 年 12 月 24 日 組織運営部会) 3. 学長の選考・業績評価 (4)学長の業績評価</p> <p>・<u>総長選考会議は、「総長選考会議規則」に基づき、総長の選考等に係る権限の一環として、選考時の判断に沿って総長がその任務を適切に遂行していることを確認する責務を担っている。この責務を果たすため、総長選考会議は、総長の任期途中において、総長の任務の遂行状況を評価し、総長選考の適切性の確認を行う。</u></p> <p>【参考】「総長の中間評価:大綱的方針と骨子」(平成 26 年 7 月 8 日総長選考会議了承)</p> <p>・【原則3-3-3 法人の長の業務執行に関する厳格な評価】 <u>学長選考・監察会議は、同会議に法人の長の職務執行の状況報告を求める権限を付与した法の趣旨を踏まえ、法人の長の選任の後も、法人の長の業務が適切に執行されているか厳格な評価を行うべきである。これ</u></p>

		<p>により、法人の長の選考の適正性を担保するとともに、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、学長選考・監察会議による法人の長の選考を一過性のものにとすることなく、法人の長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つべきである。</p> <p>補充原則3-3-3②</p> <p>学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価(中間評価)を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。</p> <p>【参考】国立大学法人ガバナンス・コード(2020年3月制定/文部科学省 内閣府 国立大学協会)</p>
<p>(実施方法)</p> <p>第18条 選考・監察会議は、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。</p>	<p>(実施時期)</p> <p>第2条 選考・監察会議は、総長の任期が3年を終了する時点における業務の実績に基づき、総長の任期の4年目に中間評価を実施し、評価を決定する。</p>	<p>・総長在任3年目の終了時点に行い、その評価結果を4年目前期中に公表する。</p> <p>【参考】「総長の中間評価:大綱的方針と骨子」(平成26年7月8日総長選考会議了承)</p> <p>補充原則3-3-3②</p> <p>学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価(中間評価)を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。</p> <p>【参考】国立大学法人ガバナンス・コード(2020年3月制定/文部科学省 内閣府 国立大学協会)</p>
<p>2 選考・監察会議が中間評価を行うに当たって</p>	<p>(実施方法)</p> <p>第3条 総長の中間評価の実施方法は、次の各号のとおりとする。</p>	<p>・中間評価に際して、評価時点までの活動状況に関する自己評価書を提</p>

<p>は、総長に対し、中間評価に係る自己評価書(以下「評価資料」という。)の提出を求めるものとする。</p>	<p>(1) 選考・監察会議は、総長の任務の遂行状況を評価するため、総長に対し、必要に応じて項目等を定めた上で、自己評価書の提出を求める。自己評価書は、本条により中間評価を実施する間は、公表しない。</p> <p>(2) 選考・監察会議は、前号の自己評価書に加え、本学として策定する行動計画、求められる総長像、東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見(候補者所見)その他必要に応じて選考・監察会議が認めた資料を自己評価書の参考資料とすることができる。</p>	<p>出する。</p> <p>・評価において、選考時に考慮した「求められる総長像」「候補者所見」などにも留意する。</p> <p>【参考】「総長の中間評価:大綱的方针と骨子」(平成26年7月8日総長選考会議了承)</p>
<p>3 選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。)並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求めるものとする。</p>	<p>(3) 選考・監察会議は、総長の中間評価の実施に当たり、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除き、東京大学教育研究評議会内規第5条により評議会構成員とみなされる者を含む。)並びに監事(以下「会議構成員等」という。)に対して、自己評価書に関する意見を求める。なお、選考・監察会議委員も、経営協議会又は教育研究評議会の構成員として、意見を提出することができる。</p> <p>(4) 選考・監察会議は、前号により会議構成員等に意見を求めるに当たって、総長が自己評価書について説明する機会を設ける。</p>	<p>・総長選考会議は、中間評価の実施にあたり、経営協議会、教育研究評議会、監事等に対し、総長の活動状況について意見を求める。</p> <p>【参考】「総長の中間評価:大綱的方针と骨子」(平成26年7月8日総長選考会議了承)</p>
<p>4 選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った</p>	<p>(5) 選考・監察会議は、自己評価書、参考資料及び会議構成員等の意見に基づき中間評価案を決定する。</p> <p>(6) 選考・監察会議は、前号の中間評価案及び会議構成員等の意見を総長へ提示する。なお、提示に当たっては、意見を提出した会議構成員等の氏名は秘匿する。</p> <p>(7) 選考・監察会議は、中間評価案に基づき、総長及び必要に応じて理事に対して、質疑及び意見交換を実施する。</p>	<p>総長選考会議は、最終的に<u>評価意見案を取りまとめ、総長や役員会との意見交換などの結果も踏まえた上で、中間評価としての総合的判断を行う。</u></p> <p>【参考】「総長の中間評価:大綱的方针と骨子」(平成26年7月8日総長選考会議了承)</p> <p>補充原則3-3-3②</p> <p>学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の</p>

<p>後、中間評価を決定するものとする。</p>	<p>(8) 選考・監察会議は、前号による意見交換の場で、総長に対して、必要に応じて助言等を行う。</p> <p>(9) 選考・監察会議は、第7号による質疑及び意見交換を経た上で、中間評価を決定する。</p>	<p>途中における評価(中間評価)を行い、その結果を本人に提示し、<u>今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。</u></p> <p>【参考】国立大学法人ガバナンス・コード(2020年3月制定/文部科学省 内閣府 国立大学協会)</p>
<p>(通知及び公表)</p> <p>第19条 選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。</p>	<p>(通知及び公表)</p> <p>第4条 選考・監察会議は、総長に対して、前条第9号で決定した中間評価の結果を通知する。</p>	
<p>2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表するものとする。</p>	<p>2 選考・監察会議は、中間評価の結果を評価の過程及び前条第1号の自己評価書とともにウェブページ等で広く公表する。</p>	<p>総長選考会議は、<u>中間評価のプロセス及び結果を公表する。</u></p> <p>【参考】「総長の中間評価:大綱的方針と骨子」(平成26年7月8日総長選考会議了承)</p> <p>補充原則3-3-3②</p> <p>学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価(中間評価)を行い、その結果を本人に提示し、<u>今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。</u></p> <p>【参考】国立大学法人ガバナンス・コード(2020年3月制定/文部科学省 内閣府 国立大学協会)</p>
	<p>(補則)</p> <p>第5条 中間評価に関する実施スケジュール等については必要に応じて学内委員において検討を行う。</p>	

総長の中間評価等スケジュールイメージ（素案）

年月	監事	経営協議会構成員	教育研究評議会構成員	総長選考・監察会議	総長	賞与にかかる職務実績評価
R6.3		評価スケジュール提示	評価スケジュール提示	3/●総長選考・監察会議	自己評価書提出依頼 評価スケジュールの提示	自己評価書を 総長へ依頼
R6.4		評価スケジュール提示	評価スケジュール提示	4/●総長選考・監察会議		
R6.5	自己評価書送付・ 意見照会	自己評価書送付・ 意見照会		議長	5月 自己評価書の提出	総長から自己 評価書の提出
R6.6	意見提出期間 ● 自己評価書説明会	意見提出期間 ● 自己評価書説明会		6/●総長選考・監察会議		
R6.7		7月初旬 会議構成員等の意見〆切		中間評価素案作成 7/●総長選考・監察会議 (監事と総長選考会議の懇談)		監事と総長選 考・監察会議 の懇談
R6.8				8月下旬～ 評価素案を委員に事前送付 8/●総長選考・監察会議		総長と総長選 考・監察会議の 懇談 (賞与にかかる 職務実績評価書 説明)
R6.9				9/●総長選考・監察会議 (中間評価素案の審議)		賞与にかかる 職務実績評価 決定
R6.10				9月下旬～ 修正後の評価案・会議構成員等 の意見を総長へ提示	評価案・会議構成員等 の意見を総長へ提示	
R6.11				11/●総長選考・監察会議 (中間評価案の審議/総長・理事意見交換)	総長（必要に応じて理 事）と選考会議の意見 交換	賞与にかかる 職務実績評価 を経営協議会 へ報告
R6.12						
R7.1		中間評価公表の周知		1/●総長選考・監察会議 中間評価 総長へ通知、過程とともにHPへ 公表	中間評価を総長へ提示	
R7.2						
R7.3				3/●総長選考・監察会議		

※上記スケジュールは、必要に応じて適宜見直しを行う。

※書面審議等を行う場合があります。

東京大学総長選考・監察会議内規（平成16年4月1日総長選考会議承認）（抄）

（表決）

第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

- (1) 第1次総長候補者の決定
- (2) 第2次総長候補者の決定
- (3) 総長予定者の決定
- (4) 総長の解任の申出の決定
- (5) 総長の中間評価結果の決定**
- (6) 求められる総長像の決定
- (7) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃
- (8) 大学総括理事の設置
- (9) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃

2 表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第1項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。

3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認するものとする。

《検討の方向性》

○総長の中間評価結果の決定については、総長選考・監察会議内規第3条第5号により、「表決」により議決するものとされている。（令和3年度の改正により、令和4年度から第3条（表決）が規定化）

○評価結果は、評価期間のなかで、総長選考・監察会議委員が文章で作り上げていくものであり、最終的に表決する必要はあるか。

（前回の中間評価実施時（平成30年度）には、総長選考・監察会議内規に表決の規定がなかったため、中間評価において表決した前例はない。）

東京大学総長選考・監察会議内規

(平成16年4月1日東大規則第5号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 総長の選考及び解任の申出並びに総長の間接評価は、東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）がこの内規により行う。

(議事)

第2条 選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第15条により解任の申出をする場合及び第20条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

3 委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

(表決)

第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

(1) 第1次総長候補者の決定

(2) 第2次総長候補者の決定

(3) 総長予定者の決定

(4) 総長の解任の申出の決定

~~(5) 総長の間接評価結果の決定~~

(6) 求められる総長像の決定

(7) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃

(8) 大学総括理事の設置

(9) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃

2 表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第1項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。

3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認するものとする。

(議長)

第4条 議長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えて在任することはできない。

2 議長が任期の途中で欠けた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 議長の選出方法については別に定める。

(監事の陪席)

第5条 選考・監察会議の議事は、原則として監事を陪席させて行う。

2 陪席した監事は、議事を傍聴し、議事進行が適正を欠くと判断する場合には、そのことについて意見を述べるができる。なお、議事の内容にわたる意見を述べることはできない。

3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与えるものとする。

4 監事から述べられた意見は、監事が記録を求めた場合又は選考・監察会議が記録を適

当と認めた場合には、議事要旨に記載する。

第2章 総長選考

(選考の事由)

第6条 総長の任期が満了する場合には、選考・監察会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出た場合、解任された場合、又は欠員となった場合も同様とする。

(選考基準)

第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにするものとする。

(選考の開始の公示)

第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合はその6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日からすみやかに、選考の開始を公示する。

(代議員会からの推薦)

第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者(以下「第1次候補者」という。)を定めるために、代議員会を設ける。

2 代議員会は、10人を限度として第1次候補者を定め、選考・監察会議に通知する。

3 代議員会の構成及び第1次候補者を定める方法については別に定める。

(経営協議会からの推薦)

第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者の推薦を求めるものとする。

2 前項の規定による第1次候補者の数は、2人程度とし、前条の規定による第1次候補者と重複することを妨げない。

(候補者の選定)

第11条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、第47条の規定により提示した求められる総長像に照らし、面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者(以下「第2次候補者」という。)を定めるものとする。

(告示及び通知)

第12条 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、又は通知する。

2 前項の告示及び通知には、各第2次候補者の経歴及び業績を記載するものとする。

(意向投票)

第13条 選考・監察会議は、前条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については別に定める。

(総長予定者の決定)

第14条 選考・監察会議は、第11条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。

2 前項の総長予定者が、次条第1項第1号又は第4号に該当することが明らかになったときは、選考・監察会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第15条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出るものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合
- (2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合
- (3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められる場合
- (4) その他総長たるに適しないと認められる場合

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第16条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

(総長への通知)

第17条 選考・監察会議が第15条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知するものとする。

第4章 総長の間接評価

(実施方法)

第18条 選考・監察会議は、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。

2 選考・監察会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書(以下「評価資料」という。)の提出を求めるものとする。

3 選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。)並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求めるものとする。

4 選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定するものとする。

(通知及び公表)

第19条 選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。

2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表するものとする。

第5章 補則

(本内規の改廃)

第20条 この内規の改廃は、議長が選考・監察会議に諮って、これを行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。

2 平成16年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であって現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の別表2の本部の区分に係る第7条第1項第2号の規定の適用については、同区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの6区分と同数として取り扱う。

附 則

この内規は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月18日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和●年●月●日から施行する。

(素案)

令和6年●月●日

総長 殿
 経営協議会の構成員 各位
 教育研究評議会の構成員 各位
 監事 各位

総長選考・監察会議議長
 板東 久美子

総長の中間評価の実施について（通知）

総長選考・監察会議では、総長選考・監察会議規則第5条第3号に基づき、現藤井輝夫総長の就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を実施いたします。

つきましては、総長の中間評価にかかる日程を下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

令和6年 3月	・選考・監察会議から、総長へ中間評価に係る自己評価書の提出依頼
5月	・総長から、自己評価書の提出 ・選考・監察会議から、会議構成員等に対して自己評価書に対する意見照会
6月	・総長から、会議構成員等に対して自己評価書の説明
7月初旬	・会議構成員等から、自己評価書に対する意見を提出（締切）
7月～10月下旬	・選考・監察会議において、各意見のとりまとめ及び評価案の作成 ・選考・監察会議から、総長へ評価案及び構成員等の意見を提示
11月	・選考・監察会議において、総長及び必要に応じて理事への質疑（意見交換）
令和7年1月	・選考・監察会議において、中間評価の決定 ・選考・監察会議から、総長へ中間評価の結果を通知 ・選考・監察会議から、中間評価の結果・過程を公表

- ・「会議構成員等」とは、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長・理事を除き、総長選考会議委員を含む）並びに監事をいう。
- ・6月の会議構成員等に対する説明は、教育研究評議会及び経営協議会の開催に併せて実施する。

令和6年●月●日

総長 殿

総長選考・監察会議議長

板東 久美子

総長の中間評価に係る自己評価書の提出について（依頼）

本総長選考・監察会議は、総長選考・監察会議内規第18条第2項に基づき、中間評価に係る自己評価書の提出を求めます。

つきましては、令和6年5月●日（●）までに別紙様式により提出くださるようお願いいたします。

なお、自己評価書は、評価確定後に評価結果及び過程とともに公表する予定としております。

また、下記の会議の開催に併せ、貴殿から自己評価書について説明をいただく予定としておりますので、あらかじめご承知おきくださるようお願いいたします。

記

令和6年6月●日 経営協議会

令和6年6月●日 教育研究評議会

別紙様式

総長の中間評価に係る自己評価書

UTokyo Compass の実現の状況について、総長就任後3年間における任務の遂行状況を自己評価し、達成度を踏まえた上でお書きください。

- ・全体でA4数枚程度にまとめてください。
- ・自己評価書は、評価確定後に評価結果及び過程とともに公表する予定としております。
- ・令和6年5月●日（●）までに提出してください。

令和 6 年 ● 月 ● 日

総 長 殿

総長選考・監察会議議長
板東 久美子

総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）

総長の賞与額の増減は、東京大学役員給与規則（平成 16 年 4 月 1 日役員会議決）第 9 条第 2 項及び第 3 項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成 28 年総長裁定）に基づき、総長選考・監察会議による職務実績の評価に基づき行うこととされ、増減率は、職務実績の評価の対象期間（令和 5（2023）年度分）にかかる賞与に反映させるものとされております。

総長選考・監察会議では、この総長の職務実績の評価にあたり、総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和 4 年 3 月 24 日総長選考会議）を定め、中期計画及び本学として策定する行動計画（UTokyo Compass）の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案して行うこととしております。

つきましては、職務実績の評価の日程について下記のとおり決定しましたので、通知いたします。なお、自己評価資料は、●月●日迄に提出をお願いいたします。

記

日 時	内 容
令和 6 年 3 月 ● 日	総長選考・監察会議から、総長へ賞与に係る職務実績評価の自己評価資料の提出依頼
5 月	総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の提出
7 月 ● 日	総長と監事の懇談 総長の業務執行状況についての意見交換
8 月 ● 日	総長と総長選考・監察会議の懇談 総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の説明
9 月 ● 日	総長の賞与に係る職務実績評価の決定
10 月上旬	総長選考・監察会議から総長へ職務実績評価の結果を通知
11 月 ● 日	総長の賞与に係る職務実績評価結果を経営協議会へ報告

総長の賞与に係る職務実績 自己評価書
 (評価対象期間：令和 5 (2023) 年度)

1. 中期計画及び本学として策定する行動計画 (UTokyo Compass) の進捗度、達成度に関する自己評価について、次の 1 及び 2 に記入してください。

(1)-1 2023 年度における UTokyo Compass の進捗度、達成度について、自己評価として該当すると考える区分を次の A~E の中から目標区分別に示してください。

- A：計画を著しく上回って進捗している
- B：計画を上回って進捗している
- C：計画の達成に向けて順調に進捗している
- D：計画の達成のためには遅れている
- E：計画の達成のためには重大な改善事項がある

目標区分	自己評価区分
0 経営力の確立	
1 知をきわめる	
2 人をはぐくむ	
3 場をつくる	

(1)-2 上記の自己評価をもとに、中期計画の進捗度、達成度を含め総合的な評価として該当すると考える区分を上記 A~E の中から示してください。

総合的な評価	自己評価区分：
--------	---------

2. 上記 1. について補足すべき事項があれば記入してください。

※提出された自己評価書等は、東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項の 2 (1) ただし書き前段に基づき非公表とする。

(素案)

令和 6 年 5 月 ● 日

教育研究評議会の構成員(総長、理事を除く。) 各位
 医学部附属病院長 殿
 附属図書館長 殿
 センター等の代表者 殿
 監事 各位

総長選考・監察会議議長



総長の間接評価に係る自己評価書に関する意見の提出について (依頼)

標記のことにつきまして、総長の間接評価の実施にあたり、総長選考・監察会議内規第 18 条第 3 項に基づき、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第 3 条第 2 項の評議員を除く。)並びに監事(以下「会議構成員等」という。)に対し、評価資料に関する意見を求めることとしています。

つきましては、下記のとおり評価資料等を送付いたしますので、令和 6 年 ● 月 ● 日 (●) までにご意見をご提出くださるようお願いいたします。

なお、提出いただいたご意見は、氏名を秘匿した上で総長に伝えることとしていますので併せて申し添えます。

おって、6 月 ● 日 (●) の教育研究評議会の開催に合わせて、総長から自己評価書についてご説明いただく予定としております。

記

1. 送付資料

- ・ 総長の間接評価に係る自己評価書
- ・ 参考資料
 - 1 UTokyo Compass
 - 2 東京大学の教育、研究、経営・運営等に関する所見 (候補者所見)
 - 3 求められる総長像
 - 4 ~~~

2. 意見提出方法

別紙様式又は意見入力用フォームにより提出願います。

- ・ 入力フォーム: <https://.....>

3. 総長の間接評価に係る自己評価書の取扱い

会議構成員等限りとし、中間評価が決定するまで共有、公表はしないこととしておりますので取扱いについてご留意願います。

(素案)

令和 6 年 5 月 ● 日

東京大学経営協議会 学外委員 各位

東京大学総長選考・監察会議議長



総長の間接評価に係る自己評価書に関する意見の提出について（依頼）

標記のことにつきまして、総長の間接評価の実施にあたり、総長選考・監察会議内規第 18 条第 3 項に基づき、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第 3 条第 2 項の評議員を除く。）並びに監事（以下「会議構成員等」という。）に対し、評価資料に関する意見を求めることとしています。

つきましては、下記のとおり評価資料等を送付いたしますので、令和 6 年 ● 月 ● 日（●）までにご意見をご提出くださるようお願いいたします。

なお、提出いただいたご意見は、氏名を秘匿した上で総長に伝えることとしていますので併せて申し添えます。

おって、6 月 ● 日（●）の経営協議会の開催に合わせて、総長から自己評価書についてご説明いただく予定としております。

記

1. 送付資料

- ・ 総長の間接評価に係る自己評価書
- ・ 参考資料

- 1 UTokyo Compass
- 2 東京大学の教育、研究、経営・運営等に関する所見（候補者所見）
- 3 求められる総長像
- 4 ～～～

2. 意見提出方法

別紙様式又は意見入力用フォームにより提出願います。

- ・ 入力フォーム：<https://.....>

3. 間接評価に係る自己評価書の取扱い

会議構成員等限りとし、間接評価が決定するまで共有、公表はしないこととしておりますので取扱いについてご留意願います。

別紙様式

自己評価に関する意見書

氏 名

意見
特記事項

- ・原則として A4・1 枚（1200 字程度）以内で記入してください。
- ・提出いただいたご意見は、氏名を秘匿したうえで総長に伝えることとしております。

東京大学の役員の兼業に関する内規（平成 16 年 5 月 19 日役員会議決）（抄）

1 本学の役員の兼業については、以下のとおり取扱うものとする。

(1) 総長及び常勤監事

兼業に従事する場合は、あらかじめ役員会へ報告しなければならない。ただし、営利企業への兼業または自営兼業に従事する場合は、この内規に定める手続きのほか、法令に定めるところにより、文部科学大臣の承認を得なければならない。

また、総長の兼業については、総長又は総長があらかじめ指名する理事が、総長選考・監察会議への報告を行うものとする。

2 ～6 （略）

7 1 から 6 にかかわらず、継続的・定期的でない一回限りの役務提供を行う場合であって、その報酬が 50 万円以下の場合については、東京大学の役員の倫理に関する内規による。

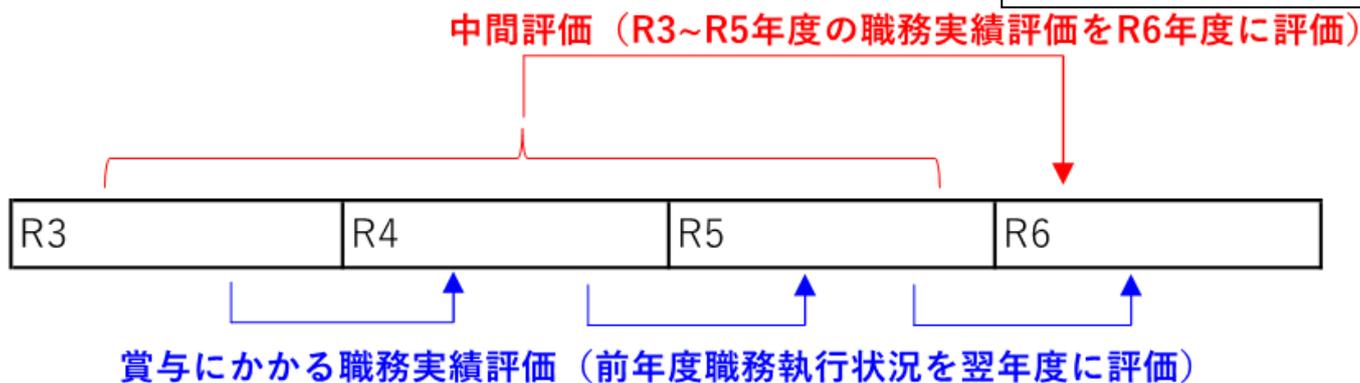
第 6 回総長選考・監察会議議事要旨（案）

1. 開催日時：令和 5 年 1 0 月 2 6 日（木）～1 0 月 3 0 日（月）
2. 方 法：書面審議による
3. 出席委員：遠藤、国谷、国土、小林、佐藤、鈴木、高橋、板東、山本、須田、山内、南學、島野、廣井、杉山、兵藤 各委員
4. 議題
 - 1 総長の賞与に係る令和 4（2022）年度職務実績評価について
 - 2 その他
5. 配付資料
 - 1 - 1 東京大学総長の賞与に係る職務実績評価について（案）
 - 1 - 2 総長に対する評価意見（第 5 回総長選考・監察会議）
 - 1 - 3 総長の賞与に係る職務実績評価スケジュール・イメージ
 - 1 - 4 総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和 4 年 3 月 2 4 日）
 - 2 第 5 回総長選考・監察会議議事要旨（案）
6. 議事
 - 1 総長の賞与に係る令和 4（2022）年度職務実績評価について
議題 1 に関し、配付資料 1 - 1 から 1 - 4 に基づき、第 5 回総長選考・監察会議における検討を踏まえ、総長の賞与に係る職務実績の評価を資料 1 - 1 のとおりとすることについて審議を行った結果、委員から異議はなく、原案のとおり了承された。
 - 2 その他
資料 2 に基づき、第 5 回総長選考・監察会議の議事要旨案の確認を求めたところ、委員から異議はなく、原案のとおり了承された。

以上

《中間評価及び賞与に係る職務実績について》

第2回総長選考・監察会議資料
資料 2



<現状>

令和6年度は2種類の勤務実績評価を実施しなければならない。

中間評価（R3～R5年度の職務実績評価をR6年度に評価）
賞与にかかる職務実績評価（前年度職務執行状況を翌年度に評価）

中間評価実施に向けた方向性について

課題	検討の方向性・選択肢
・2024年度の中間評価実施に向けた具体的な実施内容の検討を行い、評価スケジュールを確定する。	(a) 前回の手順をそのまま踏襲する (b) 前回の手順を踏襲しつつ、2022年度から導入した総長の賞与に係る職務実績の評価との関係性を整理したうえで、もう少し簡略化した手続きとする。

令和5年度への申し送り事項別紙2「2025年度までの総長選考・監察会議における課題検討行程表」の「○総長の中間評価」より抜粋



方向性を決定した後、今後のスケジュール及び実施内容の詳細(必要に応じて規則等改正含む)について決めていく必要がある。

<現状を踏まえた提案>

- ・「総長の賞与に係る職務実績評価」を毎年度実施している。
 （前総長の中間評価を実施した際は、年度ごとの職務実績評価は実施していない）
- ・上記の実施により、総長の職務執行状況の評価は適切に実施されており、この毎年度の職務実績評価を利用して、従来の中間評価手続きをより簡略化することにより、過剰な評価実施手続きを回避し、総長が喫緊の課題に対応できる時間を確保していくべきではないか。



【方向性（案）】

(b)を選択し、スケジュール、様式等で共通化できる事項を共通する等により、出来る限り簡略化して実施することでいかがか。

	評価決定前	評価決定後
自己評価書	非公開	公表
会議構成員等の意見書	非公開	非公開
自己評価書説明会	非公開	
評価結果	非公開	公表
議事	非公開	非公開
資料	非公開	非公開
議事要旨	公開	公開
議事録	非公開	非公開
録音データ	非公開	非公開

総長選考・監察会議内規

（通知及び公表）

第19条 選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。

2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表するものとする。

総長の中間評価の実施に関する運用について（案）

（通知及び公表）

第4条 選考・監察会議は、総長に対して、第3条第9号で決定した中間評価の結果を通知する。

2 選考・監察会議は、中間評価の結果を評価の過程及び前条第1号の自己評価書とともにウェブページ等で広く公表する。